

## ■商店街集客力向上支援事業Q&A

QA番号	内容	回答
<b>1.商店街集客力向上支援事業について</b>		
1-1	この事業の目的はどのようなものですか。	本事業では、商店街組織が単独で、又は商店街組織がまちづくり会社等の民間企業や特定非営利活動法人等と連携して行う、外国人観光客の消費需要等を取り込むための環境整備や消費喚起につながるIC型ポイントカードシステム又はキャッシュレス端末等の整備を支援することにより、商店街等の集客力を向上させ、生産性の向上や経営力の強化を図ることを目的としています。
1-2	商店街組織とはどのような組織ですか。	<p>本事業における商店街組織は以下の組織です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(a) 商店街振興組合、事業協同組合等において組織される法人格を持った商店街組織</li> <li>・(b) 法人化されていない任意の商店街組織であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者</li> <li>・(a) (b) に類する組織(共同店舗・テナントビル、問屋街・市場等)</li> </ul>
1-3	補助率や上限額を教えてください。	<p>本事業における補助率、上限額、下限額は以下のとおりです。</p> <p>補助率: 2/3以内            上限額: 7,500万円            下限額: 100万円</p>
1-4	募集期間はいつまでですか。	<p><b>【第1次募集】</b>            募集期間は平成28年12月9日(金)～平成29年1月20日(金)です。ただし、平成28年新潟県糸魚川市における大規模火災の被災地域及びその周辺に所在する商店街等に限り、平成29年2月28日(火)まで期限を延長しております。書類提出は郵送のみで受け付けており、最終締切日の消印有効にしていますので、時間には余裕を持って郵送してください。</p> <p><b>【第2次募集】</b>            募集期間は平成29年2月1日(水)～平成29年3月8日(水)です。書類提出は郵送のみで受け付けており、最終締切日の消印有効にしていますので、時間には余裕を持って郵送してください。</p>
1-5	応募様式は、どこで手に入りますか。	<p>商店街集客力向上支援事業事務局ホームページ(本ホームページ)よりダウンロードいただけます。</p> <p>様式ダウンロード先: <a href="http://syoutengai-customers.jp/">http://syoutengai-customers.jp/</a></p>

QA番号	内容	回答
1-6	事業はいつまでに完了しなければいけませんか。	事業の完了期限は平成29年12月31日(日)までとなります。なお、事業を完了し、事業完了日から30日以内もしくは平成30年1月15日(月)までのどちらか早い期日までに実績報告書を事務局へ提出して頂く必要があります。平成29年12月31日(日)に事業を完了させた場合、実績報告書の最終締切日まで2週間程度となりますので実績報告作成期間も配慮し、余裕のあるスケジュールを立ててください。
<b>2.補助対象者、補助事業実施場所について</b>		
2-1	単独の商店街組織は対象となりますか。	単独の商店街組織は対象となります。 本補助金の対象は①商店街組織、②商店街組織と民間事業者の連携体です。
2-2	単独の民間事業者は対象となりますか。	単独の民間事業者は対象となりません。 本補助金の対象は①商店街組織、②商店街組織と民間事業者の連携体ですので、民間事業者については、商店街組織との連携体であれば対象となります。
2-3	対象となる民間事業者とはどのような組織ですか。	定款等に代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者であって、まちづくり会社、NPO法人等のまちづくりや商業活性化、コミュニティ活動の担い手として事業に取り組むことができる者です。 なお、まちづくりや商業活性化、コミュニティ活動の担い手として事業に取り組むことができる者かどうかについては、これまでの取組内容や事業計画等から判断することとなります。
2-4	旅館や土産品店といった個店は対象となりますか。	個店は対象となりません。 本補助金の対象は①商店街組織、②商店街組織と民間事業者の連携体です。
2-5	連合体として申請を検討しているが、申請は可能か。	連合会組織、連盟組織、複数の商店街組織の連名で申請する事は可能です。

QA番号	内容	回答
2-6	商店街組織、民間事業者は設立して間もない場合も対象となりますか。	設立して間もない場合は対象となりません。 商店街組織、民間事業者ともに申請時において、原則、設立(結成)後1年以上を経過していることが必要です。
2-7	共同店舗やテナントビルは対象となりますか。	申請者が定款等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者であって、商店街組織としての役割を担っており、入居店舗の多くが中小企業者であり、地域住民とともにコミュニティを形成し、地域の暮らしを支える生活基盤を担っていることが明らかとなっている場合は、対象となります。 なお、商店街組織としての役割を担っているかどうかについては、これまでの取組内容や事業計画等から判断することとなります。
2-8	問屋街や市場は対象となりますか。	申請者が規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者であって、商店街組織としての役割を担っており、開場時間が極めて限定的でなく、個人客向けにも販売している卸売業者や小売商業者等が相当数あり、社会通念上消費者のまとまったショッピングの場として認識されている区域である場合には、対象となります。 なお、商店街組織としての役割を担っているかどうかについては、これまでの取組内容や事業計画等から判断することとなります。
2-9	観光協会や温泉組合は対象となりますか。	一定の商業集積がある地域において他に商店街組織が存在せず、観光協会や温泉組合が商店街組織としての役割を担っている場合は、商店街組織として対象となります。 なお、商店街組織としての役割を担っているかどうかについては、これまでの取組内容や事業計画、構成員の状況等から判断することとなります。 また、民間事業者に求められる機能を有している場合には、民間事業者として商店街組織と連携することで対象となります。
2-10	ポイントカード会は対象となりますか。	構成者の多くが中小企業者であり、商業振興や地域振興を目的とした取組を行っている等、商店街組織としての役割を担っている場合は、商店街組織として対象となります。 なお、商店街組織としての役割を担っているかどうかについては、これまでの取組内容や事業計画等から判断することとなります。 また、民間事業者に求められる機能を有している場合には、民間事業者として商店街組織と連携することで対象となります。
2-11	商工会、商工会議所は対象となりますか。	一定の商業集積がある地域において他に商店街組織が存在せず、商工会、商工会議所が商店街組織としての役割を担っている場合は、商店街組織として対象となります。 なお、商店街組織としての役割を担っているかどうかについては、これまでの取組内容や事業計画等から判断することとなります。 また、民間事業者に求められる機能を有している場合には、民間事業者として商店街組織と連携することで対象となります。

QA番号	内容	回答
2-12	民間事業者は大企業でも対象となりますか。	中小企業者であること等の制限はありませんが、商店街等の持続的な発展に資する、地域経済の自立的循環を促進する事業であるか等を踏まえて審査委員会にて総合的に判断されることとなります。
2-13	中小企業者の定義とはどのようなものですか。	<p>中小企業者の定義は下記の通りとなります。  (業種・従業員規模・資本金規模)  製造業・その他の業種:300人以下又は3億円以下  卸売業:100人以下又は1億円以下  小売業:50人以下又は5,000万円以下  サービス業:100人以下又は5,000万円以下  ※詳しくは、中企庁HPでご確認ください。  <a href="http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html">http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html</a></p>
2-14	経営赤字の商店街組織や民間事業者でも対象となりますか。	申請は可能ですが、事業実施能力の観点から審査によって適否を総合的に判断します。なお、倒産手続きに入っている場合は対象となりません。
2-15	商店街組織と民間事業者の連名での申請の場合、商店街組織の費用負担が0円でも申請可能ですか。	申請は可能ですが、事業の役割等において連携体としての実態(単に企画・調整といった関与だけでなく、商店街側の効果を取り込むための積極的な取組があるのか等)が認められる必要があります。
2-16	補助事業実施場所が商店街の街区から離れている場合でも対象となりますか。	補助事業実施場所は、原則として商店街区内(共同店舗・テナントビル等はその施設内)としますが、商店街等での事業効果(歩行者通行量の増加、売上高の増加等)が充分に見込まれるのであれば、主たる事業に付随して行う事業の実施場所が商店街区外であっても認められる場合があります。なお、この場合は商店街区外で事業を実施することの必要性や規模、効果について別途説明していただいたうえで、適正と認められた範囲に限られます。

QA番号	内容	回答
<b>3.補助対象事業について</b>		
3-1	申請するに当たっては、事前のニーズ調査等が必要ですか。	本事業については、事業を実施するに当たって事前のニーズ調査等は必須ではありませんが、事前の調査等から事業規模が適正であり、より高い事業効果が見込まれる事業を優先的に採択することとなります。
3-2	補助対象となる事業は具体的にどのようなものですか。	<p>具体的には、商店街等における、</p> <p>①外国人観光客数の増加等の事業実施効果が見込まれる事業であって、外国人観光客の消費需要等を取り込むための事業、又は、②歩行者通行量の増加等の事業実施効果が見込まれる事業であって、消費喚起につながるIC型ポイントカードシステム又はキャッシュレス端末等整備事業になります。</p> <p>【対象となる取組例】</p> <p>① 免税手続カウンターの設置、免税処理の簡素化を図るパスポートリーダー等端末機器の設置、Wi-Fi機器の設置、デジタルサイネージの設置、空き店舗を活用した外国人観光客に対応できる案内窓口（コンシェルジェサービス等）の整備、外国人向け宿泊施設の整備、農水畜産品や加工品等の地域産品や伝統工芸品等を扱う販売所（アンテナショップ等）の整備、防犯カメラの設置、外国人観光客向け商店街体験ツアーの開発、指さしシート等の接客ツールの作成、外国人対応に関する専門家招聘（販売指導、言語研修等）等</p> <p>② 高齢者見守り機能を搭載したIC型ポイントカードシステムの導入、行政連携による共通IC型ポイントカードシステムの導入</p>
3-3	防犯カメラの設置は単独でも対象となりますか。	防犯カメラの設置については、単独では補助対象外となります。必ずその他の外国人観光客の消費需要等を取り込むための補助事業とともに実施する必要があります。
3-4	イベント事業は対象となりますか。	イベント事業は補助対象外となります。

QA番号	内容	回答
3-5	Wi-Fi機器の設置のみでも補助対象となりますか。	補助対象となり得ますが、モデル性の高い事業を採択する観点から、審査委員会において評価が低くなる可能性があります。
3-6	外国人観光客向けの事業にあわせて、外国人観光客向けではない地域住民のためのコミュニティ施設を併設する場合、コミュニティ施設も対象となりますか。	外国人観光客向けの取組ではありませんので、地域住民のためのコミュニティ施設の設置に係る費用は対象となりません。
3-7	アンテナショップ等の整備事業における地域産品とはどういったものですか。	主に次のものとしします。 ①地域の特産物として相当程度認識されている農林水産物、鉱工業品、文化財等 ②地域の観光資源として相当程度認識されているもの ③商店街のオリジナル商品及び商店街ブランド商品等
3-8	外国人観光客だけでなく、国内観光客の増加を図る取組も対象となりますか。	外国人観光客の消費需要等を取り込むための事業を支援対象としているため、国内観光客の増加を主な目的とした取組を対象とすることはできませんが、事業の結果として、国内観光客が増加することとなっても構いません。

#### 4.補助対象経費、補助金額について

4-1	対象となる経費はどのような経費がありますか。	交付決定後から平成29年12月31日(日)までの補助事業期間内に要し、かつ、支払が完了した謝金、旅費、施設整備費、店舗等賃借料、内装・設備・施工工事費、プロバイダ契約料・使用料、回線使用料、広報費、借料・損料、備品費、消耗品費、外注費、委託費、雑役務費、印刷製本費、空き店舗改造費、光熱水費が対象となります。詳しくは募集要領をご覧ください。
4-2	応募時の申請金額がそのまま助成されるのですか。	採択に当たっては、経費の妥当性も審査の対象となりますので、必要な経費を精査した上で申請してください。また、採択された場合においても、予算の都合等により申請金額が減額される場合があるほか、経費の内容を精査した結果、交付決定、確定時に申請金額が減額される場合があります。

QA番号	内容	回答
4-3	ランニングコストは対象となりますか。	初期投資経費のほか、当該事業により新たに整備した施設等の維持管理、事業運営に要するランニングコストも対象となりますが、対象となるのは交付決定後から平成29年12月31日(日)までの補助事業期間内に要し、かつ、支払が完了した経費のみとなります。
4-4	空き店舗を活用する場合、取得と賃借どちらも対象となりますか。	取得、賃借のいずれも対象となります。ただし、取得の場合は施設の敷地となる土地の取得・使用・造成・補償に要する経費、賃借の場合は敷金や保証金等は対象となりません。
4-5	商店街組織と民間事業者の連携体での申請の場合、両者間での受・発注は対象となりますか。	商店街組織と民間事業者の両者は各々事業の企画・運営等にあたることとなり、いわば事業の実施主体となります。このため、事業の実施主体内での受・発注にあたるものは対象となりません。
4-6	地方公共団体からの補助金を受けることは可能ですか。	国からの補助金部分と重複して交付されない限りにおいては、地方公共団体からの補助金を受けることは可能です。地方公共団体の支援策については、内容等を事前に十分に確認するようにしてください。
4-7	消費税は補助の対象となりますか。	消費税及び地方消費税は補助対象経費に含まれません。
4-8	歩行者通行量や外国人観光客数等、事業実施効果の測定に係る経費は対象になりますか？	歩行者通行量や外国人観光客数等、事業実施効果の測定に係る経費は対象外となります。



QA番号	内容	回答
<b>5.申請手続き等について</b>		
5-1	地方公共団体からの「支援表明書」がないと対象にならないのですか。	地方公共団体の積極的な関与を求めており、地方公共団体からの「支援表明書」の提出を必須としています。「支援表明書」がない場合は書類不備となり対象にはなりません。
5-2	「支援表明書」は都道府県、区市町村どちらのものを提出すれば良いですか。	原則、申請する商店街組織が一の区市町村に存する場合は、当該区市町村からの「支援表明書」が必要です。区市町村の「支援表明書」とあわせて都道府県からの「支援表明書」を提出していただいても構いません。また、商店街組織が区市町村を跨ぐ場合や、区市町村を跨いだ複数の商店街組織による連名の申請の場合は、それぞれの商店街組織の存する区市町村又は都道府県からの「支援表明書」が必要となります。
5-3	「商店街が掲げるビジョン、事業計画」の提出は必須ですか。	「商店街が掲げるビジョン、事業計画」の内容についても審査の対象としているため、必須となります。なお、商店街自身のビジョンや事業計画であることが必要で、市町村が策定する総合計画等をそのまま引用し代替することはできません。また、「地域商店街活性化法(商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律)」の認定計画がある場合は、その計画に基づいて記入してください。
5-4	数値目標にはどのようなものを設定するのですか。	「歩行者通行量」、「売上高」、「実施する事業に応じたその他の指標」については必ず設定してください。また、「①外国人観光客の消費需要等を取り込むための事業」を実施する場合は、前述に加え、「外国人観光客数」についても設定する必要があります。
5-5	数値目標は出来るだけ高く設定したほうが良いですか。	事業実施前の歩行者通行量や外国人観光客数、売上高等を基に、近年の増加・減少の推移等を考慮した上で、事業実施効果として適正な数値を設定していただき、出来る限り向上するよう努めてください。なお、事業終了後5年間にわたり提出していただくこととなる実施効果報告書において、数値目標を達成した場合には実施事業の成功要因を、数値目標を達成できなかった場合にはその後の具体的な対応策を報告していただきます。
5-6	歩行者通行量の測定について、測定時間や測定場所等に決まりはありますか。	歩行者通行量の測定については、イベント実施時等ではない平常時の商店街の利用時間に行うこととし、同一月内における平日2日間の平均値としてください。測定場所については、商店街等の街区内(共同店舗・テナントビル等の施設内)であって、年度ごとの推移を比較するに当たって妥当な場所としてください。また、補助事業終了後の事業実施効果報告に当たっても、事業実施前と比較できるように必ず同様の手法(測定する時期・時間・場所等)を用いてください。



QA番号	内容	回答
5-7	外国人観光客の割合の測定について、測定時間や測定場所等に決まりはありますか。	外国人観光客の割合の測定については、歩行者通行量の測定と同様にイベント実施時等ではない平常時の商店街の利用時間、測定場所で行うこととし、外国人観光客であるか否か、400人程度の歩行者に占める外国人観光客の割合を測定してください。400人程度の歩行者に占める割合の測定が困難な場合については、1日の歩行者通行量の半数程度を目安に測定してください。 ツアー旅行者など外国人観光客であることが判別可能な場合には、視認等の方法、外国人観光客か判別ができない場合には、ヒアリングの実施等により割合を測定してください。 また、補助事業終了後の事業実施効果報告に当たっても、事業実施前と比較できるように必ず同様の手法(測定する時期・時間・場所等)を用いてください。
5-8	歩行者通行量の測定と外国人観光客の割合の測定については同じ日に実施しなければならないのですか。	必ずしも同じ日に実施していただく必要はありませんが、どちらもイベント実施時等ではない平常時の商店街の利用時間に行うこととし、同じ日に実施しない場合でも、できる限り間隔が空かないように測定を行ってください。
5-9	外国人観光客の割合の測定が困難なのですが、必ず実施しなければならないのですか。	「①外国人観光客の消費需要等を取り込むための事業」を実施する場合は、必ず実施していただく必要があります。 なお、地方公共団体や商工会・商工会議所、観光協会等が同様の調査(商店街等が行う調査と測定時間や測定場所等において同じ要件を満たした調査)を行っている場合には、その結果を用いても構いません。(地方公共団体の関与のもと測定を行う場合については、「別紙4 地方公共団体からの支援表明書」4. ②に具体的関与の内容について記載してください。)
5-10	外国人観光客か判別ができない場合があるのですが、どのように集計をすればよいのでしょうか。	アンケート、ヒアリング等の方法の他、例えば測定地点において、多言語化したボードなどを用意し外国人観光客にシールを貼っていただく方法などが考えられます。
5-11	売上高はどのように把握すれば良いのですか。	売上高の把握方法については、原則、商店街等を構成する半数以上の店舗(組合加入の有無は問いません)の当該年度1年間の売上高の総計としてください。 また、補助事業終了後の事業実施効果報告に当たっても、事業実施前と比較できるように必ず同様の手法(把握方法等)を用いてください。
5-12	売上高の指標について、外国人観光客に関する売上高のみを区別する必要がありますか。	売上高の指標については、外国人観光客に関する売上高のみを区別する必要はなく、売上高全体について報告していただきます。

QA番号	内容	回答
5-13	実施する事業に応じたその他の指標にはどのようなものを設定するのですか。	実施する事業に応じたその他の指標については、事業で整備した施設・設備等の利用者数や売上高等を設定してください。 なお、事業実施前に当該指標について測定できない場合は、事業実施後の測定のみで構いません。
5-14	事業計画書の『中小企業指針の適用』と『中小会計要領の適用』は、どのようなものなのか。必ず記載する必要がありますか。	申請書には、必ず有無の記載をお願いいたします。詳しい内容は中小指針HPをご確認ください。 中小指針HP: <a href="http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/youryou/sisin/index.htm">http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/youryou/sisin/index.htm</a> ●中小指針…会計専門家が役員に入っている会計参与設置会社が拠ることが適当とされているように、一定の水準を保った会計処理を示したもの。 ●中小会計要領…「中小指針」に比べて簡便な会計処理をすることが適当と考えられる中小企業が利用することを想定して策定されたもの。
5-15	経費明細書の【事業に要する経費】の『資金調達方法』及び『借入金返済計画』は、具体的に記載する必要がありますか。	できるだけ具体的に記載してください。資金調達方法は、事業における資金(総事業費・自己負担額)の調達方法、借入金返済計画の返済先は、返済先、返済金の調達方法、返済期限等を具体的にご記載ください。 ※事業規模及び経費の適正の審査をするうえで、必要となりますので、具体的にご記載下さい。
5-16	経費明細書の積算内訳は何を記載すればよいですか。	各事業の総事業費の内訳を出来るだけ詳細にご記載ください。記載しきれない場合は備考欄に“内訳別紙”と記載し、別添で内訳書又は見積書を添付してください。 なお、見積書等、事業の経費についてより詳細にわかる明細がついていれば金額の妥当性という点において評価が高くなるものと考えます。
5-17	複数の商店街組織が連名で申請する場合、全ての商店街組織の定款や決算書類等の提出が必要になりますか。	複数の商店街組織が連名で申請する際には、必ず全ての商店街組織の定款や決算書類等をご提出ください。
5-18	商店街と民間事業者で事業を行った場合、財産管理はどのように行えばいいですか。	取得財産管理台帳において、施設・設備ごとにどちらが財産管理をするのかわかるように記載する等、適切に管理してください。

QA番号	内容	回答
5-19	申請書類に直近2期の決算書類と記載があるが、設立(結成)1年のため、2期分の決算書類が用意できません。どうしたらよいですか。	決算書類を2期分提出できない説明書と、2期目の収支予測書を提出してください。
<b>6.その他</b>		
6-1	交付決定日前に事業を開始した場合も対象となりますか。	交付決定日前に事業を開始した場合(発注、注文、契約等)は、その経費は対象外となります。
6-2	事業終了後5年間も実施効果を報告する必要があるのですか。	事業実施効果を適切に把握するため、事業終了後5年間にわたり必ず事業実施効果を報告していただく必要があります。 また、求めがあった場合には、補助事業に係る事業効果の詳細な内容等について報告しなければなりません。